

福島県における令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（意見）

令和3年7月30日
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県経営者協会連合会

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して全国加重平均28円という目安制度開始以降最高額となる大幅な地域別最低賃金額改定の目安が答申された。これを受け、福島県についても福島地方最低賃金審議会において28円の引き上げが伝達され、審議が行われている。

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や観光宿泊業を始めとして極めて厳しい業況の企業が多い今年度については、事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、「現行水準を維持」することが必要である。

首都圏一都三県において4回目となる緊急事態宣言等が発出され、福島県においても、第5波ともいえるべき感染拡大の状況にあり、郡山市をはじめこれまで県内各地で時短営業要請などが繰り返されるなど、先が見通せない経済情勢に不安が増す中、大幅な引き上げは到底納得できるものではない。中小企業・小規模事業者の窮状、事業者の実態や痛みを理解していないと言わざるを得ない。東日本大震災、原発事故、風評被害、令和元年東日本台風、福島県沖地震など度重なる災害により疲弊している多くの事業経営者の心が折れ、廃業が更に増加し、雇用にも深刻な影響が出、地域が疲弊・衰退することを強く懸念する。

現在進められている福島地方最低賃金審議会において我々は、こうした福島県の現状をしっかりととらえ、最低賃金法で定められた通常の事業の賃金支払能力を重視し、各種指標やデータに基づき真摯な議論が進められることを強く求めていく。

以上